

ご存じですか？

離職後の健康管理 健康管理手帳制度

粉じん作業（じん肺）

石綿（アスベスト）

ベータ-ナフチルアミン及びその塩

ベンジジン及びその塩

クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩

三酸化砒素又は砒素

コークス又は製鉄用発生炉ガス

塩化ビニル

ベリリウム及びその化合物

ベンゾトリクロリド

ビス(クロロメチル)エーテル

ジアニシジン及びその塩

1,2-ジクロロプロパン

オルト-トルイジン

3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン

上記の物質を取り扱う業務に従事したことがあり、裏面の交付要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に対し健康管理手帳の交付申請をし、審査を経たうえで健康管理手帳が交付されます。

申請の際は、「健康管理手帳交付申請書」や「従事歴証明書」等の所定の書類を都道府県労働局長に提出する必要があります。

交付要件・提出書類等の詳細は、下記の佐賀労働局ホームページをご覧ください。どうか佐賀労働局健康安全課にお問い合わせください。

健康管理手帳を交付された方は

健康管理手帳が交付されると、指定された医療機関で定められた項目の**健康診断を年2回**（じん肺は年1回）**無料で**受けることができます。

お問い合わせ先

佐賀労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

佐賀労働局HP 安全衛生関係＞健康管理・健康保持対策＞健康管理手帳制度について
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/kenkouannritetyou-kenkoanzen.html>

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課 0952-32-7176
〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第二合同庁舎4階



厚生労働省 佐賀労働局

健康管理手帳の交付要件

▶粉じん作業（じん肺）	じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること。
▶石綿（アスベスト）	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 石綿の製造、保温材等の張付・補修・除去、石綿の吹付け又は吹き付けられた建築物等の解体等に 1 年以上従事し、初めての従事から 10 年以上を経過していること。 前記 の作業以外の石綿を取り扱う作業に 10 年以上従事した経験を有すること。 〔 の従事月数 × 10(倍) 〕 + 〔 の従事月数 〕 が 120 ヶ月以上で、初めての従事から 10 年以上を経過していること。
▶ベリリウム及びその化合物	両肺野にベリリウムのよるび漫性の結節性陰影があること。
▶ベンジジン及びその塩 ▶ジアニシジン及びその塩 ▶ベータ-ナフチルアミン及びその塩	当該業務に 3 月以上従事した経験を有すること。 （ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれ当該業務に 3 月以上となる方は要件を満たします。）
▶1,2-ジクロロプロパン ▶3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	当該業務に 2 年以上従事した経験を有すること。
▶ビス(クロロメチル)エーテル ▶ベンゾトリクロリド	当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
▶クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 ▶塩化ビニル	当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること。
▶三酸化砒素又は砒素 ▶コークス又は製鉄用発生炉ガス ▶オルト-トルイジン	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。

申請について

申請書、従事歴証明書等の提出書類は所定の用紙を使用してください。
 申請窓口は、佐賀労働局労働基準部健康安全課になります。
 提出書類や申請にかかる詳細については、表面の問い合わせ先にご確認ください。